

# 燃料費調整のお知らせ

## 1. 燃料費調整の実施について

平成30年8月の貿易統計値（原油、海外炭の価格）が公表されたことに伴い、平成30年6月～8月の平均燃料価格が確定いたしましたので、平成30年11月分電気料金に適用する燃料費調整の内容をお知らせします。

## 2. 算定諸元

○平成26年11月1日実施の電気供給約款等に基づく諸元

	平成30年5月～7月 実績値	平成30年6月～8月 実績値
平均原油価格	51,505 円/kl	53,435 円/kl
平均海外炭価格	12,769 円/t	13,133 円/t
平均燃料価格	34,300 円/kl	35,500 円/kl

## 3. 燃料費調整単価表

※燃料費調整単価は消費税等相当額を含んでおります。

○低圧供給（100Vまたは200V）のお客さまの場合

・従量制供給の場合（ご使用量に応じて料金をお支払いいただいている場合）

調整額算定方法＝燃料費調整単価×使用電力量（kWh）

区 分		平成30年10月分	平成30年11月分	増 減
従量電灯A	1 契約最初の9kWhまで	▲ 5 円 04 銭	▲ 2 円 97 銭	2 円 07 銭
	9kWhをこえる1kWhにつき	▲ 0 円 56 銭	▲ 0 円 33 銭	0 円 23 銭
上記以外	（ 従量電灯B・C、エネとくLプランB・C、エネとくMプランB・C、 Web・eプラスB・C、eタイム3プラス、ドリーム8、低圧電力など 供給電圧が100ボルトまたは200ボルトの場合 ）	▲ 0 円 56 銭	▲ 0 円 33 銭	0 円 23 銭

・定額制供給の場合（ご使用される設備に応じて料金をお支払いいただいている場合）

調整額算定方法＝電灯および小型機器などの燃料費調整単価の合計

区 分		平成30年10月分	平成30年11月分	増 減	
定額電灯 公衆街路灯A	電灯	10Wまでの1灯につき*	▲ 2 円 18 銭	▲ 1 円 28 銭	0 円 90 銭
		10Wをこえ20Wまでの1灯につき	▲ 4 円 35 銭	▲ 2 円 55 銭	1 円 80 銭
		20Wをこえ40Wまでの1灯につき	▲ 8 円 71 銭	▲ 5 円 11 銭	3 円 60 銭
		40Wをこえ60Wまでの1灯につき	▲ 13 円 06 銭	▲ 7 円 66 銭	5 円 40 銭
		60Wをこえ100Wまでの1灯につき	▲ 21 円 77 銭	▲ 12 円 76 銭	9 円 01 銭
	100Wをこえる1灯につき50Wまでごとに	▲ 10 円 89 銭	▲ 6 円 38 銭	4 円 51 銭	
	小型機器	50VAまでの1機器につき	▲ 6 円 50 銭	▲ 3 円 81 銭	2 円 69 銭
50VAをこえ100VAまでの1機器につき		▲ 13 円 01 銭	▲ 7 円 62 銭	5 円 39 銭	
100VAをこえる1機器につき50VAまでごとに		▲ 6 円 50 銭	▲ 3 円 81 銭	2 円 69 銭	
臨時電灯A (1日につき)	総容量が50VAまでの場合	▲ 0 円 17 銭	▲ 0 円 10 銭	0 円 07 銭	
	総容量が50VAをこえ100VAまでの場合	▲ 0 円 35 銭	▲ 0 円 21 銭	0 円 14 銭	
	総容量が100VAをこえ500VAまでの場合100VAまでごとに	▲ 0 円 35 銭	▲ 0 円 21 銭	0 円 14 銭	
	総容量が500VAをこえ1kVAまでの場合	▲ 3 円 51 銭	▲ 2 円 06 銭	1 円 45 銭	
	総容量が1kVAをこえ3kVAまでの場合1kVAまでごとに	▲ 3 円 51 銭	▲ 2 円 06 銭	1 円 45 銭	
臨時電力	契約電力が0.5kWの場合、1日につき	▲ 1 円 84 銭	▲ 1 円 08 銭	0 円 76 銭	
	契約電力が1kW以上の場合、1kW1日につき	▲ 3 円 69 銭	▲ 2 円 16 銭	1 円 53 銭	
深夜電力A	1契約につき	▲ 56 円 06 銭	▲ 32 円 86 銭	23 円 20 銭	
農事用電力 (脱穀調整用電力)	契約電力が0.5kWの場合、1日につき	▲ 0 円 92 銭	▲ 0 円 54 銭	0 円 38 銭	
	契約電力が1kWの場合、1日につき	▲ 1 円 84 銭	▲ 1 円 08 銭	0 円 76 銭	
	契約電力が2kWの場合、1日につき	▲ 3 円 69 銭	▲ 2 円 16 銭	1 円 53 銭	
	契約電力が3kWの場合、1日につき	▲ 5 円 53 銭	▲ 3 円 24 銭	2 円 29 銭	
	契約電力3kWをこえる1kWごと、1日につき	▲ 1 円 84 銭	▲ 1 円 08 銭	0 円 76 銭	

※供給約款等以外の供給条件（定額電灯および公衆街路灯Aの料金についての特別措置）により設定

○高圧（6,000V）および特別高圧（30,000Vまたは60,000V）供給のお客さまの場合

調整額算定方法＝燃料費調整単価×使用電力量（kWh）

区 分		平成30年10月分	平成30年11月分	増 減
高圧供給	（ 業務用電力、高圧電力など 供給電圧が6,000ボルトの場合 ）	▲ 0 円 54 銭	▲ 0 円 32 銭	0 円 22 銭
特別高圧供給	（ 業務用電力、特別高圧電力など 供給電圧が30,000ボルトまたは60,000ボルトの場合 ）	▲ 0 円 52 銭	▲ 0 円 31 銭	0 円 21 銭